

「これまでの論点整理」の個別事項に対する日本学術会議からの指摘一覧

第8回有識者懇談会資料「これまでの論点整理（未定稿）」の記載には、以下の①~④に分類される問題がある。

- ①根拠に乏しく事実誤認または認識の違いがある事項
- ②事実の記述が一方的で記述が不十分な事項
- ③記述相互に矛盾がある事項
- ④書きぶりやエディトリアルな点に問題がある記載

「対応」欄について、
総合政策推進室作成

これらの指摘、並びに日本学術会議と考えが異なる点（⑤）を以下に列挙する

箇所	元の文章	指摘	①	②	③	④	⑤	対応
1 1 (1) (A)	1頁3行目	学術・科学の成果を文化として定着し				○		<修正> 御指摘を踏まえ、「学術・科学の成果を文化として定着させ」に修文する。
2 1 (1) (B)	1頁中段	ナショナル・アカデミーは各国ごとに歴史的経緯やその在り方は異なるが、おおむね以下のような役割を担っている。①学術に関する国際的な議論の場に、国の代表として出席する役割／②高度化する社会課題に対し、学術的な助言を行う役割／③学術界として社会と対話する役割／④学術の振興策についてボトムアップで政府や社会に提言する役割						学術会議の機能ではなく、役割を述べた箇所である。 また、指摘されていることは、（2）で記載している。

3	1 (2)	1頁最後の段落	我が国においては、日本学術会議法において、日本学術会議（以下「学術会議」という。）が我が国の科学者の内外に対する代表機関とされている	この記載の後に「日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄する国の特別の機関であり、政府の中であって、政策に科学の知見をより良く反映させ、その時々 of 政治的判断から独立して「真に学術的な観点」から踏み込んだ勧告も行ってきた」といった趣旨の記述をしていただきたい。					学術会議の機能を記載している箇所である。 なお、学術会議の実績については、学術会議が懇談会で報告しており、その資料はHPで公開している。
4	1 (2)	2頁最初の段落	主要先進国ではナショナル・アカデミーは提言機能に加え、顕彰機能及び助成機能も有している。我が国においては、学術会議は提言機能を有し、顕彰機能及び助成機能は、日本学士院、科学技術振興機構及び日本学術振興会等が担っており、また、科学技術の振興を図るための基本的な政策については、総合科学技術・イノベーション会議が担当している。	この文の後に「また、日本学術会議は、これらの機関や学協会とも連携し、科学的助言機能をはじめとする役割を果たしている。」といった趣旨の追記をしていただきたい。					「我が国においては、学術会議は提言機能を有し」とすでに記載しており、御指摘の趣旨は含まれている。
5	2 (1)	2頁中段	国民と社会を、科学を啓発する対象として捉えている印象が強い。	法文のどの部分を指すのかを明確にさせていただきたい。日本学術会議法には「啓発」という文言はなく、日本学術会議憲章では、社会からの負託に応え、活動することを宣言している。					懇談会において「科学を反映浸透させる」という規定に関して議論があったことを踏まえて記載している。
6	2 (1)	2頁中段	これまでの活動の成果については、さまざまなステークホルダーをはじめとする国民及び社会のニーズを必ずしも汲み上げ切れていないとする意見がしばしば聞かれる。	これまでの懇談会の議論からわかるように、何が国民・社会のニーズであるかは自明ではない。 また第3回の懇談会では、社会的課題に少なからず応えてきたこととして、コロナの時の取り組み（webinarを中心に）、出生前診断、自動運転などや、科学政策に関する諮問への回答の例なども説明してきたので、それを記載いただきたい。					<一部修正> 懇談会において実際にいくつかのテーマを例に挙げながら議論があったことを踏まえて記載している。 なお、第25期で99件の科学的助言が発出されたこと、政府からの審議依頼に対応したことについては追記した。

7	2 (1)	2頁中段	これは、設立時の学術会議の目的が「国民生活への科学の反映浸透」であったことによることも一因である。	学術会議の目的規定を一因とすることの根拠がない。	○				<修正> 御指摘を踏まえ、「一因であると考えられる。」に修文する。
8	2 (1)	2頁中段	特に一方的な発信にとどまらず、科学や学術の在り方について、「国民に語りかけ問いかける姿勢」「国民の声に耳を傾ける姿勢」が求められる。そのような努力が、長い目で見ると国民の支持を得ることにつながる	「国民に語りかけ問いかける姿勢」とは何か、何を問いかけるのか、「国民の声に耳を傾ける姿勢」とは何か、といった具体性が記載されないまま、日本学術会議が現在、一方的な発信をしているかのような記述であり、不適切。サイエンスカフェなどの日本学術会議の対話の取り組みについてエビデンスとして例を入れて頂きたい。またこのことは、法人化とは関係がない論点であることはいうまでもない。	○	○			国民との対話の具体的な進め方については学術会議において考えていただくべきことであるが、懇談会において、社会から求められているものについてのアンテナを高くすべきことや、政府、経済界、社会などのニーズにマッチした助言を行うべきこと等の議論があったことを踏まえて記載している。
9	2 (1)	2頁最終段落	学術会議を「科学者の総意の下に設立された組織」とし、国民及び社会という視点が欠けている現行法の建付けそのものが、国民の支持を基本とする公的組織の現代的な運営の在り方にそぐわない	現行法には「科学が文化国家の基礎である」という確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」とあり、日本学術会議が人類社会の福祉に貢献すべきことは前文に書かれている。科学者の総意のために設立された＝国民・社会の視点が欠けているということにはならない。	○				現行法には国民・社会の視点が欠けており、それを明示的に入れるべきという趣旨である。
10	2 (2)	3頁最初の段落	国民に近い、国民のための学術会議（サブタイトル）と論旨	この小見出しのサブタイトルと本文との対応が不明。このサブタイトルの意味も不明。現行法では「科学が自律性をもち、科学に基づいて科学的助言をすることが、人類の福祉、科学の進歩、ひいては国益にかなう」ことを前提としている。現行法等にこういった問題点がある、といった前提でこの項の記載がなされているのか、ご説明いただきたい。	○				現行法に欠けている国民・社会の視点を重視する趣旨を一言で表現したのが、「国民に近い、国民のための学術会議」というサブタイトルである。

11	2 (1)	3頁最初の段落	国民の総意の下に設立されるべき組織である	「国民の総意に基づく」機関という性格を維持するためには、国の外にある法人であるよりも、国の機関として設置するのが自然である。学術会議の会員が次期の会員を自律的に選び、その選ばれた科学者を、国民の総意に基づくものとして総理大臣が任命するという現行制度は、独立性・自律性と、国民の総意に基づく機関という要請を両立させる仕組みと捉えることができる。					○	「国民の総意」に基づくことが求められるという趣旨は、国の機関であっても法人であっても重要である。
12	2 (2)	3頁最初の段落	科学の向上発展、及び国民並びに社会が行う合理的な判断、	行政に対する勧告という機能からして「行政」は当然入れるべき。『行政、国民及び社会が行う合理的判断』と修文頂きたい。				○	勧告・提言等に限定して論じているものではない。また、この文脈では「国民並びに社会」の中に行政が含まれる趣旨であることは明らかである。	
13	2 (2)	3頁第2段落	また、学術会議と国との関係については、本懇談会としては、学術会議が以上のような使命・目的に沿って独立して自律的に活動し、期待される機能を十分に発揮するという前提の下で、国もその活動を保障し支援する責務を負うものと理解する	現行法は、日本学術会議の機能に鑑みて「日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする」としている。国が活動を保証し支援するのであるから、本規定を維持するべきと考える。				○	「保証」の趣旨については中間報告に明記しているところだが、いずれにせよ、法律上どのような規定がふさわしいかは今後検討していくべきことである。	
14	3 (2) (A) ②	4行目第2段	また、学術会議が行う科学的助言は、学術会議が幅広い学問分野の科学者が会員となっているメリットを生かして、総合的・俯瞰的分野横断的で、中長期的な視点に立って科学技術の将来を見通すものや課題を先取り・発見するものであることが望まれる	学術には、文学や理学のように人の心を豊かにしたり、夢を与える分野がある。この意味において、すべての提言が総合的、分野横断的である必要はなく、特定分野で先鋭的なものも必要であり、左記の記述は不適切。				○	懇談会において、学術会議自身から、学術会議の科学的助言活動は、総合的・俯瞰的視点を重視し、中長期的な視点に立って行う旨の説明があったことを踏まえて記載している。	

15	3 (2) (A) ③	4頁中段	学術会議においては、第25期を通じて99件の科学的助言を発出しており、科学的助言における総合的・俯瞰的視点の担保、外部との意見交換など一定の努力がなされてはいることは多とする	「任命見送り問題とその後の政府による組織改革の動きに対応するために、本来の機能が著しく制約される中」という記述を加えるべき。						懇談会において、状況の如何にかかわらず、学術会議はナショナルアカデミーとしての本来の機能を果たすよう努力すべきであるとの趣旨の議論があったことを踏まえて記載している。
16	3 (2) (A) ③	4頁中段	国民の生き方や社会の在り方の指針となるような提言等がなされたか、国民や社会が直面する課題について素早く対応できたかといえ、国民の生き方や社会の在り方の指針となるような提言等がなされたか、国民や社会が直面する課題について素早く対応できたかといえ、我が国の「知の源泉」としての学術会議に対する国民の期待に応えられているとはいいがたい	懇談会委員からはより良く役割と機能を果たす期待を表明いただいているので、日本学術会議がこれまで果たしてきた役割と成果もしっかり書いていただきたい。例えば、限られた資源の中で、コロナの時の取り組み（webinarを中心に）、出生前診断、自動運転など。科学政策に関する諮問への回答を行ってきたことは説明している。そのうえで「事務局体制や財政基盤の強化によってその役割を強化する必要がある」と記載していただきたい。						<修正> 御指摘を踏まえて「第25期を通じて99件（※）」と修文し、25期に出された提言を列記する。 また、政府からの審議依頼に対応したことも追記する。
17	3 (2) (A) ③	4頁中段	科学的助言の受け手との事前の意見交換や事後の働きかけ等のフォローアップが、必ずしも十分であったとは見受けられない。	第3回の懇談会で、科学的助言作成の段階での確認や事例も紹介し、改善途上であることを説明している。またこのことは、法人化とは関係がない論点であることはいうまでもない。						懇談会での議論における重要なコンセプトの一つである「国民・社会の視点」と関連する記述である。学術会議に求められる機能を検討するに当たって、現状を記載している箇所であり、懇談会において、科学的助言の受け手との事前の意見交換や事後の働きかけ等のフォローアップがより一層求められるという趣旨の議論があったことを踏まえて記載している。 なお、御指摘の箇所の4行上に、「一定の努力がなされていることは多とするが」と記載しているところである。

18	3 (2) (A) ③	4頁下段 科学の目的としてScience for Scienceが重要とする意見もあった。これは1999年のブダペスト宣言（「科学と科学知識の利用に関する世界宣言」）に基づく。ブダペスト宣言では、1. 知識のための科学：進歩のための知識、2. 平和のための科学、3. 開発のための科学、4社会における科学と社会のための科学が謳われ、Science for Scienceは「知識のための科学」を意味すると考えられる。しかしブダペスト宣言は、その表題にあるように、科学と科学知識の「利用」に関する宣言であり、科学の使命を述べているわけではない。むしろ本懇談会では、ブダペスト宣言の掲げる「社会における科学と社会のための科学」をどのように推進するかについて、学術会議がより積極的な役割を果たすべきという意見が多く聞かれた。	宣言 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/siryo/attach/1298594.htm) を読めばわかるとおり、これは21世紀の科学が果たすべき役割を論じたものであり、まさに「使命」を議論している。これを、「利用」の話であって「ミッション」ではないというのは全くの的外れと言わざるを得ない。	○				○	<修正> 指摘を踏まえ、「しかしブダペスト宣言は、その表題にあるように、科学と科学知識しかしブダペスト宣言は、その表題にあるように、科学と科学知識の「利用」に関する宣言であり、科学の使命を述べているわけではない。むしろ」を削除する。
19	3 (2) (A) ④	4頁最後の段落 平成16年（2004年）法改正による運営体制・意思決定の仕組みの見直しが期待されたようには機能していないとも考えられるが	根拠を示していただきたい。	○				学術会議において、改革に取り組んでいるという現状は認識しつつも、懇談会において、この現状に必ずしも満足していないという趣旨の議論があったことを踏まえて記載している。	

20	3 (2) (A) ④	5頁2行目	学術の進歩や社会の変化に応じて変化し進化するために、いかにして学術会議が自律的に活動し、そのための意欲と覚悟をもつ自立した組織となるかが問題の本質であるとする意見が多かった	多くの会員は学術と社会貢献への強い熱意に支えられて数多くの意思の表出を行ってきた。「覚悟」という言葉は「主な意見」のどこにも出てこない。何をもち「多かった」としているのか定量的に示してほしい。	○				<修正> 御指摘を踏まえ「そのための意欲をもつ自立した組織となるかが問題の本質であると考えられる。」と修文する。 (なお、当該文章の前半部分は文意を整えるため「運営体制・意思決定の仕組みの見直しが期待されたようには機能していないとの指摘もあるが」に修文する。)
21	3 (2) (B) ①	5頁中段	学術会議事務局での勤務を若手研究者が国民や社会が直面する課題に学術的・科学的観点から向き合う経験を積む場とすること、学術会議事務局での勤務を高度な専門知識を必要とする確立した職となるようにすること等、若手研究者のキャリアパスの構築	日本学術会議事務局勤務という意味でのキャリアパスの構築とサブタイトル「学術の進歩、国民及び社会のための活動の拡大」とが整合しない。			○		若手科学者のキャリアパスの構築も、「学術の進歩、国民及び社会のための活動」に含まれる。
22	3 (2) (B) ①	5頁中段	学術会議事務局での勤務を若手研究者が国民や社会が直面する課題に学術的・科学的観点から向き合う経験を積む場とすること、学術会議事務局での勤務を高度な専門知識を必要とする確立した職となるようにすること等、若手研究者のキャリアパスの構築	若手研究者の人材交流を行うのは、事務局ではなく、企画WGのような場所であるべきである。それとは別に、事務局に博士の学位を有する人材も必要。			○		懇談会においては、事務局の企画・戦略機能を強化して会員の活動をサポートしていくようなイメージも持ちつつ議論してきたが、事務局をどのように強化していくかは、一義的には学術会議において今後検討していくべきことである。
23	3 (2) (B) ①	5頁中段	学術会議と産業界等がこれまで以上に連携して取り組むことも求められる。	唐突な結論であり、博士人材のキャリアパスに関しては、産業界の姿勢が後ろ向きという問題の解決が必須であることを記載すべき。			○		懇談会において、学術会議と産業界の連携を強めるべきとの趣旨の議論があったことを踏まえて記載している。

24	3 (2) (B) ②	5頁中段	このような観点からは、多様なステークホルダーとの連携・協働の拡大強化を可能とするような学術会議の取組が求められるところであり、現在の組織形態において運用上又は制度上の制約があるのではあれば、可能な限り除去されるべき	制約の内容が示されておらず、意味を成さない。現在とは異なる具体的な組織形態を想定して、それと現在の組織形態の長所と短所を比較すべき。	○	○	○		人事・組織関係制度や会計法令による制約について複数個所で言及している。 外国人会員、国会、産業界との連携・協働、メディア等との連携・協働の拡大強化等についても、別の箇所で記載している。
25	4 (1) (A) ①	6頁最初の段落	国の組織であり会員を公務員とするために、学術会議が選考した候補者を内閣総理大臣が任命する	「学術会議の推薦に基づいて」という重要な文言が抜けている。		○			<修正> 選考・推薦プロセスの詳細を説明するための箇所ではないが「学術会議が選考し推薦した候補者」と修文する。
26	4 (!) (A) ①	6頁最初の段落	国の組織であり会員を公務員とするために、学術会議が選考した候補者を内閣総理大臣が任命することが避けられない現在の組織体制	5要件の一つにある「公的資格の付与」について、組織に関する公的機能の付与と組織の構成員の選出に関する規定がある。総理大臣による任命がなくなるから良いという説明がされるが、公的な資格のための方策として任命のプロセスがある。このことといわゆる任命問題とは異なる問題であり、任命問題の正当化にはならない。	○				令和2年(2020年)に行われた任命について言及している訳ではなく、正当化を意図しているわけではない。
27	4 (!) (A) ①	6頁最初の段落	国の組織であり会員を公務員とするために、学術会議が選考した候補者を内閣総理大臣が任命することが避けられない現在の組織体制	内閣総理大臣が、選考された候補をそのまま任命するという現行法で何が問題か明らかでない。理由も付さずに学術会議が選考した会員候補の任命を拒否するというような法が想定しない事態がおきなければ、総理大臣による任命行為という現行法の仕組みに何ら問題はない。なお、特別職の公務員である会員が、次の会員を選考し、それが（総理大臣の任命行為なく）会員となる、という制度設計も可能。総理大臣の任命行為がなければ、会員が公務員になれないというわけではない。		○			特別職の国家公務員である学術会議の会員の任命については、憲法第15条第1項に規定されているように公務員の選定・罷免は国民固有の権利であり、任命権者たる内閣総理大臣がその責任において任命するという趣旨を記載したものである。

28	4 (!) (A) ①	6頁最初の段落	海外諸国のように学術会議が選考した候補者が手続き上もそのまま会員になる仕組み	そうではない国も存在する。	○					<修正> 「主要先進国のアカデミーのように学術会議が選考した候補者が手続き上もそのまま会員になる仕組み」に修正。
29	4 (!) (A) ①	6頁最初の段落	海外諸国のように学術会議が選考した候補者が手続き上もそのまま会員になる仕組みとする方が自然であり、独立性・自律性の観点から望ましい	「推薦に基づく」という文言とセットで読めば、両者の差異は相対的なものにすぎない。また独立性・自律性の観点から望ましいとしながら、その後に様々な制約が記載しているのは矛盾している。			○	○		特別職の国家公務員である学術会議の会員の任命については、憲法第15条第1項に規定されているように公務員の選定・罷免は国民固有の権利であり、任命権者たる内閣総理大臣がその責任において任命するという現行制度を踏まえて記載したものである。 また、国民の理解・信頼のために透明性を確保すること等の必要性について記載しており、制約について記載しているものではない。
30	4 (!) (A) ①	6頁第2段落	会員構成に学問の進歩や社会の変化が自律的に反映されていくような仕組みを整えることが肝要で	現在の3年ごとの半数改選は、まさにこの目的に合致している。				○		懇談会において、現在の会員選考方法では、必ずしも学問の進歩や社会の変化が自律的に会員構成に反映されていないのではないかという趣旨の議論があったことを踏まえて記載したもの。
31	4 (!) (A) ①	6頁第3段落	活動・運営を担う会員の選考を組織内だけに閉じたものとせず	学術会議は、選考方針案について会員以外にも意見を聞くとともに、学協会や外部の団体にも会員の候補となるべき者の情報提供を求めており、「閉じた」という表現はその点で不適切。	○					選考に係るルールの方針の検討に外部の目を入れること、外部に対して可視的に開かれた透明性の高いプロセスを制度的にも担保することなどによる選考過程の徹底的な透明化の重要性について記述したもの。

32	4 (!) (A) ①	6頁第3段落	選考過程に外部の目を入れること	先進主要国のアカデミーの例を見ても、会員の選考について原則として外部が関与することはないと理解（大栗委員の発言）。						○	<修正> 個々の候補者について学術会議の外部の者が意見を言うことを想定した文章ではないが、誤解のないよう「選考に係るルールの策定や方針の検討に外部の目を入れること」と修正。		
33	4 (!) (A) ①	6頁第3段落	外部に対して可視的に開かれた透明性の高いルールを制度的にも担保することなどによる選考過程の徹底的な透明化	第3回、第4回の有識者懇談会で説明した通り、第25期に行った第26-27期会員の選考の選考手続は、透明性などの点で一定の改善がされている。また任命見送りの理由も提示されていない中、何をもって「徹底的な透明化」と述べているのかも不明である。						○	○	懇談会において、選考分科会ごとに事実上の枠があるような運用がなされていると感じられる、主要先進国アカデミーのような投票制を検討すべき、等の意見があったことを踏まえて記載したものである。	
34	4 (!) (A) ①	6頁第4段落	諸外国で行われているような複数回の投票制のように、コ・オプテーション方式が狭い範囲で行われないように担保する仕組みを併せて導入する	狭い範囲で行われているかのような印象を与えるので、不適切。事実だというなら証拠を示していただきたい。投票という形態としてはいないもの他分野を入れた選考プロセスの透明化、ダイバーシティ（ジェンダー、地域、産学のバランス等）の確保等、何段階かによる選考を行っている事実とは異なる印象的な記述がなされている。選考方法も事前に公表している。終身制で、少数の欠員を投票制で補充するアカデミーと任期付きのナショナルアカデミーでは事情が異なる。欠員補充にどのように投票制を導入できるのか、具体的に説明いただきたい。								○	懇談会において、選考分科会ごとに事実上の枠があるような運用がなされていると感じられる、主要先進国アカデミーのような投票制を検討すべき、等の意見があったことを踏まえて記載したものである。 会員の選考方法については、任期、定年、会員定数等と関連して検討されるべきことも中間報告には記載してある。 なお、狭い範囲内でのco-optationは独善的な結果に陥る可能性があるという事は、別途指摘されているところ。

35	4 (!) (B) ①	6頁最後の段落	学術会議の活動・運営を担う会員には、異分野をつなぐ能力及び社会と対話し課題解決に取り組む意欲・能力がともに一定程度求められることは、組織形態の如何に関わらず、当然のことである。	専門分野によるロングリストの作成（ここでは、専門分野での知見だけではなく、国際学会（学術的な発表だけではなく、リーダーシップなどを含む）や社会に向けた活躍などを考慮しており、あたかも、異分野をつなぐ能力及び社会と対話し課題解決に取り組む意欲・能力を考慮していないかのような記述は不適切。	○				選考方針上は2つの能力が両方なくても会員として推薦されうるように読めるが、懇談会において、学術会議から、会員に異分野をつなぐ能力及び社会と対話し課題解決に取り組む意欲・能力がともに一定程度求められることを明言されたことから、そのような運用がされていることを確認的に記載したものである。
36	4 (!) (B) ①	7頁上段	選考分科会ごとに事実上の枠があるような運用がなされていると感ぜられる	科学の諸分野が一定程度網羅されている必要があり（諸外国のアカデミーや学協会との連携などの場面での必要性）、多様な専攻分野から会員を受け入れる必要がある。そのことと、科学・学術に対する見識をもつ研究者を受け入れるということは矛盾しない。	○			○	懇談会において、選考分科会が選んだ候補者がほぼそのまま選考委員会、幹事会、総会で承認されているのではないかと指摘があったことを踏まえて記載したものである。
37	4 (!) (B) ②	7頁中段	6年という比較的短い任期の下でコ・オペレーション方式により会員選考を行う現行制度は、学術会議の活動・運営への各会員の習熟、短い任期で再任なしとすることによる人材枯渇のおそれ、諸外国のようなメンバーシップ制に由来する慎重かつ厳格な選考の要請という観点からは、最適であるとはいいがたい	上記の会員選考の議論の前にこの部分の検討を行うべきであるが、日本学術会議が、社会課題に適時に科学的助言を行うならば、一定の新陳代謝も必要（新しい学問分野や研究者が入ってくることも必要）であり、学術会議の役割・機能にこたえる制度設計を慎重に行う必要がある。				○	会員構成の硬直化という弊害が生じないように配慮することが必要であることも、別の箇所に記載している。
38	4 (!) (B) ②	7頁中段	6年という比較的短い任期の下でコ・オペレーション方式により会員選考を行う現行制度は、学術会議の活動・運営への各会員の習熟、短い任期で再任なしとすることによる人材枯渇のおそれ、諸外国のようなメンバーシップ制に由来する慎重かつ厳格な選考の要請という観点からは、最適であるとはいいがたい	なお種々の説明や記述において、「厳格な」という言葉が多用されるが、厳格なとは何か、あたかも日本学術会議の選考や運営が厳格に行われていない事実があるかのような印象での記述があり、不適当。	○				この箇所は、諸外国のメンバーシップ制に由来する会員選考の行われ方が厳格であることを述べているものである。

39	4 (!) (B) ②	7頁中段	(※) 他方、仮に現行の任期・再任の仕組みを見直す場合には、終身制等による会員構成の硬直化という弊害が生じないよう配慮することも必要である。	終身制にするべきと言っているのか、そうではないのか、趣旨が不明確。本文と※印は相互に矛盾する。					○ ○	<修正> 定年制の在り方についても今後検討していくべことであるが、記述については、御指摘を踏まえ、「(※) 他方、仮に現行の任期・再任の仕組みを見直す場合には、終身制等による会員構成の硬直化という弊害が生じないよう配慮することも必要である。」に修正。
40	4 (!) (B) ②	7頁中段	(※※) 仮に今次見直しに伴って法律改正を行うのであれば、例えば任期6年のまま1回まで再任(6年)を認めること、併せて現在70歳の定年年齢を75歳乃至80歳とすることなどを検討するべきである。	日本学術会議は、終身制や常勤制ではなく、6年任期の非常勤制をとって3年ごとに半分の会員を入れ替えることにより、新陳代謝を行う組織であるという特徴を有する。メンバーの硬直化を回避する現在の制度との比較検討が行われるべき。					○	定年制の在り方等についても今後検討していくべことである。 なお、仮に現行の任期・再任の仕組みを見直す場合には、会員構成の硬直化という弊害が生じないよう配慮することも必要である旨も注記しているところ。
41	4 (1) (B) ②	7頁中段	(※※※) 学術会議の会員数210名は先進諸国に比べて少ないことが指摘されており、今後拡大強化されるべき学術会議の活動・運営を十分に担えるような体制とするためには、会員数の増員も検討に値する	会員数を増やす場合には、事務局機能、旅費・活動費の予算が伴わなければ実現しないことを記載すべき。					○	学術会議が活動を拡大していくためや、事務局体制の整備強化を進めるためにも相応の財源が必要になると考えられる旨は別な箇所に記載しているところ。 なお、実際に会員数を増やすことが適当かどうか等については、今後検討していくことになる。

42	4 (!) (C)	8頁最初の段落	外国からのアドバイスを取得するために国際アドバイザリーボードを設置すれば十分であるなど、外国人を会員にする積極的な理由はないという説明を受けている	外国人が小委員会の委員という形で議論に参加しているという点に言及がない。						○	<修正> 御指摘を踏まえ、「外国人を会員にするより国際的な場所で議論するほうが有益である、現在でも外国人は小委員会の委員としてであれば議論に参加することができる、外国からのアドバイスを取得するために国際アドバイザリーボードを設置すれば十分であるなど、外国人を会員にする積極的な理由はないという説明を受けている」に修正。
43	4 (1) (C)	8頁最初の段落	外国人を正規の会員にするという諸外国並みのダイバーシティを追求することに伴う積極的な弊害についての説明はなく	正規会員として外国人が参加するには資料や会議などをすべて外国語に翻訳・通訳する必要がある。外国人会員について懇談会報告書で言及するのであれば、具体的にどのような組織運営の問題を生むか、少なくとも予算・人力的措置がなされなければ実現しないことを考えてから述べるべきであり、安全保障の観点からも慎重な検討が必要であることも記載すべきである。						○	御意見として承るが、外国人会員に限らず、具体的な課題について検討を進めるに当たって様々な要素を考慮すべきことは当然であり、また、どのような要素をどのように考慮していくかは具体的な検討の過程で適切に考えられるべきことである。
44	4 (1) (C)	8頁最初の段落	ダイバーシティの低い組織にとどまることは国際的にも国内的にも支持を失うという危機感を持つべきである	「ダイバーシティの低い組織」という評価も承服しがたい。会員選考においてバラエティーに富んだ、ダイバーシティのある会員をそろえることが重要であることはこれまでも発言しているが、そのような記載はされていない。他の機関と比べてもダイバーシティに配慮したものとなっており、学術会議の会員構成は、地域性、性別等の観点から見て多様性が低い組織とはいえないことに言及がない。外国人会員に消極的ということではない。						○	<修正> 外国人会員について記述している箇所であることは文脈上明らかであるが、誤解を避けるため、「外国人が会員になれないという意味で主要先進国に比べてダイバーシティの低い組織」と敷衍する。

45	4 (1) (C)	8頁最初の段落	ダイバーシティの低い組織にとどまることは国際的にも国内的にも支持を失うという危機感を持つべきである	外国人会員を可能にするために、法人化するというのは必須ではない。かつての、「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」のような定めを、日本学術会議法に定めればよいだけである。		○			理論的可能性にとどまり、実現困難な議論であると思われる。
46	4 (!) (D)	8頁中段	法人化により質的にも量的にも拡大深化していく学術会議の活動・運営について、リーダーシップを発揮しつつ適切にマネジメントしていくためには、これまで以上に慎重かつ丁寧なプロセスで選出することも検討すべきである。	法人化ありきの記述となっているが、法人化しなければ不要である。これをここに書き込むこと自体、法人化を前提とした本末転倒の議論である。また、法人化を前提とした場合の慎重かつ丁寧なプロセスとは何か、それらが必要という論理的つながりが不明			○		「仮に学術会議を法人化する場合でも」と前提条件を明確にした上で記述している部分である。 その上で、質的にも量的にも拡大深化していく学術会議の活動・運営について、リーダーシップを発揮しつつ適切にマネジメントしていくためには、これまで以上に慎重かつ丁寧なプロセスで選出することも検討する必要がある旨を記載している。
47	4 (2) (A)	8頁中段	科学的助言の対象に立法府も加えること等の是非について、政府に置かれた本懇談会が直接言及することは控えるが、そのような活動が国の機関である限りは実際上困難であることは明らかである。	国の機関である限りは実際上困難というのは、理由がない。国の機関が内閣を通じて、国会に意見具申することは可能。下記の例が参考になる。 原子力損害賠償法 19条2項（国会に対する報告及び意見書の提出）第十九条 政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府のとつた措置を国会に報告しなければならない。 2 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。		○			理論的可能性にとどまり、実現困難な議論であると思われる。 なお、記載されている例は、政府が原子力委員会から意見書を提出された場合に、それを政府が国会に提出しなければならない旨を定めているものと思われる。御指摘について参考とはならない。

48	4 (2) (B)	8頁下段	産業界との連携・協働	実務を行う諸団体がある中で、産業界だけを特別扱いするのは、いかがなものか。						産業界だけを特別扱いしている訳ではなく、懇談会において、活動の幅の拡大についての例として、国会やメディア等とともに議論されたことである。
49	4 (2) (B)	8頁下段	具体的で真剣味のある意見交換	あたかもこれまでの議論が真剣味がなかったようで不適切。	○					対価を徴収して審議依頼に応じた場合のことを記述したものである。
50	4 (2) (B)	8頁下段	メリットも少なからず存在するのでは	楽観的、希望的な記述に過ぎず、根拠がなく不適切。	○					可能性が広がるという趣旨を記述したものである。
51	4 (2) (B)	8頁下段	対価を徴収して審議依頼に応じることができるとする場合、	海外でも、学術の中立性という観点から認めない、または厳格な要件を定めており、慎重に議論する必要がある。 また、基本的にNPOであるナショナルアカデミーは、対価を得る場合であっても、科学的助言は公開になる。それに対して個別企業が対価を支払うことは想定しがたく、おそらくは経済団体からの委託になると思われるが、その理解でよいのか。 大学、研究者グループなどではなく、科学的助言機関としての日本学術会議に、どのようなタイプの審議依頼を誰がすると考えているのか、そのニーズを根拠をもって示していただきたい。	○				○	<一部修正> 連携の可能性が広がるという趣旨を記述したものであり、制度化等が必要なのであれば今後検討していくことになる。 なお、中立性についての御指摘については、別な箇所に追記する。

52	4 (2) (B)	8頁最後行以降	<p>「単なる請負仕事」と墮して日本学術会議の提言等の「科学性・学術性」を損なう可能性がないか否か、十分な議論が必要である。また対価がなければ、真剣味のある意見交換がなされないという趣旨に読める点も極めて不適切。</p> <p>助言の質は、第一次的にはピアレビューにより確保されるべきものであり、学術の本質を理解していない。主な意見の中にも対価をもらえるようにという意見はあったが、上記のコメントは含まれておらず、取りまとめのベースとなる意見の取捨選択が恣意的である。</p>	○				<p>「単なる請負仕事ではなく、その厳しい評価の中でアカデミーの能力が試され、それによりアカデミーが発展することに繋がっていることを認識しなくてはならない」と学術会議が行った平成15年の「各国アカデミー等調査報告書」にも記載されている。</p>
53	4 (2) (C)	9頁上段	<p>例えば一部のメディアから対価を得て継続的に科学的知見を提供したり、特定のメディアとの間で包括的な連携を目指したりすることは行いにくい面があることは否定できない。</p>	○				<p><修正> 「特定のメディアとのみ関係を深める必要性」を推奨する趣旨の記述でないことは文脈上明らかであると考えますが、誤解を避けるため、「特定の」は削除する。</p>
54	4 (2) (C)	9頁上段	<p>特定のメディアとの間で包括的な連携</p>	○				<p><修正> 法人化した方が、メディアとの連携や社会とのコミュニケーションがはるかにしやすくなるのではないかと、との懇談会での議論を踏まえた記述である。なお、「特定の」は削除する。</p>

55	4 (3) (A)	9頁中段	学術会議においても、このような使命・目的に沿った活動を行い、活動・運営の透明性を確保しつつ、国民から求められる機能を適切に発揮することが、納税者たる国民から求められ続けることを十分に認識する必要がある	学術会議は、当然ながら、ナショナル・アカデミーとしての使命・目的をふまえ、その責務を自覚して活動してきた。国民に対しても説明責任を果たすよう努めてきたと考える。だからこそ国政府からの支援を検討すべきではないか。						学術会議が自主的な改革を進めていることについては敬意を表するが、現状として学術会議が国民や社会からの高い期待に必ずしも十分に答えきれていないということについては、懇談会の中で数多くの意見が述べられている。
56	4 (3) (B)	9頁下段	今後、学術会議においては相応の財源が必要になると考えられるが、現下の厳しい財政状況の下でそのすべてを国費に期待することは現実的ではない	外部資金確保のためにはコストがかかることにも留意すべきである。	○					御意見として承るが、制度化等が必要なのであれば今後検討していくことになる。
57	4 (3) (B)	9頁下段	独立して自律的に活動する組織である学術会議が、国費に完全に依存するのではなく、少なくとも将来的に一定程度の自主財源を確保することを目指すのは極めて自然なこと	政治や行政からのみ独立すべきなのではなく、経済的利益や社会的圧力からも独立して活動することが必要。資金の出し手の意向や、経済界や企業が資金をどれくらいその年度に出せるかに依存した活動を行うようになることが妥当とはいえない。	○					<一部修正> 御意見として承るが、懇談会において、財源を1つに頼るよりも、多様化を図る方が独立して自律的な活動が確保されるという趣旨の議論があったことを踏まえて記載したものである。 なお、中立性についての御指摘については、別な箇所に追記する。
58	4 (3) (B)	9頁下段	審議依頼等のコントラクト	基本的に行政がそのような対価の支払に応じるかどうかという問題であり、現状、全くそのようになっていない。						○ ここでは必ずしも国からの審議依頼のこのみを指しているわけではないが、行政からの審議依頼についても、制度化等が必要なのであれば今後検討していくことになる。

59	4 (3) (B)	9頁下段	諸外国のアカデミーにおいても、通常そのような努力がなされている	欧米諸国の場合、資産を持ち、運用益が期待できる構造が歴史的に形成されているケースが多い。それ以外の「上からの西洋化」をした国のほとんどは政府機関。諸外国のアカデミーに関して、事実誤認があると思われるため、別途調査結果を説明する。	○				<p><修正></p> <p>懇談会において、欧米諸国のアカデミーにおいては、財源の多様化に向けた努力をしているという趣旨の議論があったことを踏まえて記載したものであり、「主要先進国のアカデミー」と修正する。</p> <p>なお、この箇所は、将来的に一定程度の自主財源を確保することのメリットを述べているものであり、審議の対価に限らず寄附金等も含めた政府以外からの資金について述べているものである。</p>
60	4 (5) (A)	10頁下段	活動・運営の透明性の向上や自律的な組織として必要なガバナンス体制の確立が求められる	現状、どこが不透明であるかを説明していただきたい。	○				<p>どちらかといえば財政民主主義との関係で一般論的な記述している箇所であるが、あえて例示をするのであれば、選考分科会ごとに事実上の枠があるような運用がなされていると感じられる、活動計画の作成の必要性、外部の評価委員会の必要性などについて、懇談会で議論されているところ。</p>
61	4 (5) (C) ②	11頁中段	活動・運営に係る中期的な計画の策定などが必要になると考えられる	<p>目標、評価について、5要件「活動面での政府からの独立の内部管理の独立」を担保するために日本学術会議が自ら設定すると記載すべき。</p> <p>本文書には「中期的な計画」「評価」「監査」などの文言が散見されるが、日本学術会議が法人化される場合のモデルが「独立行政法人」となっていることを懸念。</p>	○				<p>評価等の枠組みや運用については、学術会議の独立性・自律性も踏まえながら今後検討すべきこととなる。</p> <p>なお、独立行政法人がモデルになっているという指摘は当たらない。</p>

62	4 (5) (C) ②	11頁中段	学術会議が独立して自由に行う活動・運営について、あらかじめ定めた基準に基づき、求められる機能が適切に発揮されているかどうかという観点から	あらかじめ定めた基準についてももう少し具体的に説明いただきたい。		○				評価の基準等についても、学術会議の独立性・自律性も踏まえながら今後検討すべきこととなる。
63	5 (1)	11頁下段	独立した立場から政府等に科学的助言を行う機能を果たすという観点からは、そもそも政府の機関であることは不適切である	これまでも政府等から独立した立場から助言機能を行っており、不適切な記述。		○				<修正> 「矛盾を内在していると考えられる」に修正する。
64	5 (1)	11頁下段	国とは別の法人格を有する組織になる	制度面でも財源面でも様々な問題があることは指摘した通りであり、その解決に関する検討や見通しもないままの結論は、論理的とは到底いえない。また民間や法人に所属する会員が、果たして法人組織へ兼業する形で十分活動ができるのかといった観点からも検討していただきたい。					○	法人化する場合の詳細な制度設計については、学術会議の独立性・自律性も尊重しつつ、学術会議の意見も聴きながら今後検討すべきこととなる。
65	5 (1)	11頁最終行	国の組織でなくなることから生じる具体的な制度上のデメリットは、これまでの議論の中で確認されていない	会員や会長の選任、予算措置など、問題になりそうな論点について具体案が示されていないから、デメリットが確認できないだけのことである。					○	<一部修正> この懇談会は、学術会議に求められる機能から出発して、それにふさわしい組織形態を議論するのであって、制度の詳細を示してそれについて賛否を問う場ではない。 ただし、「国の組織でなくなることから生じる具体的な制度上のデメリットは、本懇談会としてはこれまでの議論の中で確認されていない」と修正する。

31 19 7 1 18